

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分しましたので、職員の懲戒処分の取扱等に関する規程(平成 19 年訓令第 8 号)に基づき公表します。

記

1 元職員による収賄・背任事件に係る職員の処分について

(1) 非違行為の概要

本市の元職員(元上下水道課長補佐)が、本市発注の工事に係る最低制限価格を市内業者に教示し、沖縄旅行や飲食代など約 85 万円相当の賄賂を収受した事件で、都市整備部及び保健福祉部の職員は、元職員から当該沖縄旅行の誘いを受け承諾し、元職員が沖縄旅行の旅費を業者に負担させていたことは知らずに参加をした。

また、同じく本市の元職員(元上下水道課長補佐)が、令和 6 年 5 月当初の工事請負契約について、落札業者と共謀して、設計変更することで工事費用を水増し請求し、707 万 3,000 円の損害を市に与えた背任事件で、都市整備部の職員は、元職員の指示により、詳細な経過を知られることなく、設計変更伺書の起案決裁、設計変更後における実際に工事を行う目安とされる実施設計書を作成するなど事件に関与した。

(2) 懲戒処分の内容

所属名	職名	年齢	処分内容	処分年月日
都市整備部	主任	37 歳	減給 10 分の 1 (3 か月)	令和 8 年 8 月 25 日
保健福祉部	会計年度任用職員	63 歳	戒告	令和 8 年 8 月 25 日

2 不適切な公金支出手続に係る職員の処分について

(1) 非違行為の概要

本市の都市整備課において、平成 28 年度から令和 7 年度までの過去 10 年間にわたり、正規の事務手続を行わずに、修繕工事の実施や作業服、機械類、事務用品等の調達を行い、簿外取引による不適切な会計による代金が未精算となる「貸し」の状態を発生させた。

また、「貸し」によって発生した代金の未払い分を精算するため、随意契約による修繕工事の水増しなどにより「返済」を行った。

(2) 懲戒処分の内容

所属名	職名	年齢	処分内容	処分年月日
都市整備部	課長	55 歳	停職 6 月	令和 8 年 8 月 25 日
都市整備部	課長補佐	55 歳	停職 3 月	令和 8 年 8 月 25 日
都市整備部	部長	59 歳	停職 1 月	令和 8 年 8 月 25 日
都市整備部	課長	58 歳	減給 10 分の 1 (6 か月)	令和 8 年 8 月 25 日

3 市長コメント

このたび、元職員による収賄・背任事件及び職員による不適切な公金支出手続の事案の発生により、市民の皆様の信頼を失墜させる事態を招きましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

市としましては、服務規律の確保と再発の防止に努めるとともに、市民の皆様の信頼回復に向けて、職員一丸となって、全力で取り組んでまいります。

令和 8 年 8 月 25 日

美唄市長 桜井 恒